

平成19年度第5回 国土交通省大臣官房官庁営繕部入札監視委員会
議事概要

開催日及び場所	平成20年3月21日（金）合同庁舎2号館官庁営繕部入札室															
委員	委員長 沖塩 莊一郎（東京理科大学名誉教授） 委員長代理 谷口 汎邦（東京工業大学名誉教授） 委員 神田 良（明治学院大学経済学部教授） 櫻井 敬子（学習院大学法学部教授） 諸田 敏朗（（財）住宅管理協会監事）															
抽出案件		(備考)														
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>工事 [小計]</td> <td>3 件</td> </tr> <tr> <td> 一般競争</td> <td>2 件</td> </tr> <tr> <td> 公募型及び工事 希望型指名競争</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td> 指名競争</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td> 随意契約</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>コンサルタント業務</td> <td>3 件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6 件</td> </tr> </table>	工事 [小計]	3 件	一般競争	2 件	公募型及び工事 希望型指名競争	—	指名競争	—	随意契約	1 件	コンサルタント業務	3 件	合計	6 件	
工事 [小計]	3 件															
一般競争	2 件															
公募型及び工事 希望型指名競争	—															
指名競争	—															
随意契約	1 件															
コンサルタント業務	3 件															
合計	6 件															
	意見・質問	回 答														
委員からの意見・質問、それに対する国土交通省の回答等	別紙のとおり	別紙のとおり														
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし															

委 員	国 土 交 通 省
<p>1. 官庁営繕部工事及び建設コンサルタント業務等の発注状況について</p> <p>(意見なし)</p> <p>2. 指名停止等の運用状況について</p> <p>(意見なし)</p> <p>3. 抽出案件の審議</p> <p>①内閣本府耐震改修（07）建築その他工事</p> <p>○本案件は7者応募があったが、何故応募者が多かったのか。</p> <p>○何故元施工者は応募していないのか。</p> <p>②中央合同庁舎第1号館本館耐震改修（07）機械設備工事</p> <p>○本案件は当初応募資格をB等級で募集したが応募者がいなかったため、A等級にまで広げたとのことであるが、B等級において、設備工事で免震装置の設置を含む耐震改修工事の実績を持っている会社はいるのか。</p> <p>○本案件の資格要件に該当する会社は何社あるのか。</p> <p>○本案件は応募が1社のみであったが、総合評価で比較する相手がいなければ技術提案は意味がないのではないか。</p> <p>○複数者応募があり落札者とならなかった会社の技術提案も、今後の資格審査の評価対象となり、技術評価の実績を積むことができるということか。</p> <p>③外務本省改修（07）エレベーター設備工事</p> <p>○本案件の相手方は、改修対象であるエレベーター新設の工事受注者であったのか。</p>	<p>●不明である。この建物は他の震が関地区の官公庁施設と比べて工事規模が手ごろであり、また、例えば敷地の脇を地下鉄が通っている等の、免震工事实施にあたって障害となる土地の制約が少なかったため、応募しやすかったのではないかと推測される。</p> <p>●本案件の資格要件である、免震装置の設置を含む耐震改修工事の実績がないため応募しなかったものと思われる。</p> <p>●免震による耐震改修における設備工事の実績を持つ会社はあまり多くないと思われる。今回の資格要件では、免震による耐震改修の設備工事の実績は求めている。</p> <p>●CORINSの実績で調べたところ14社である。</p> <p>●総合評価方式は、価格だけでなく、価格以外の技術的な要素を考慮することにより公共工事の品質を高めるものであり、1社のみ応募であっても技術提案を厳正に評価し、提案内容については実行してもらうこととなる。なお、技術評価の加算点は、競争参加資格の技術評価点の算定の対象となっている。</p> <p>●技術提案の部分が評価の対象となるが、厳正に評価して技術提案として認められたものだけである。</p> <p>●そうである。エレベーター設備工事の契約方式に関しては、一般競争入札にするか随意契約にするかは改修の度合いによる。</p>

○本案件の随意契約理由で、「エレベーター設備においては、メーカー毎に独自の設計思想にてシステム構成・製造されているものである。」とあるが、建築基準法による規制は定められていないのか。

○過去のエレベーター設備工事においても本案件と同様の表現であったのか。

④外務本省外1件改修（07）設備設計業務

○技術提案に対する評価点はどのように算出しているのか。

○外務本省と外務飯倉別館の設備設計業務を一本にして発注したのは何故か。

⑤国立国会図書館東京本館耐震改修基本設計業務

○現在施工中である、国立国会図書館東京本館の改修工事の設計業務の受注者は誰か。

○当初簡易公募型プロポーザル方式で公募して応募者がいなかったとのことであるが、請負者は公募を知っていたのか。

○随意契約の理由の表現であるが、抽象的な表現ではないか。また、「再度公募による選定を行う時間的猶予がない」とあるが、実質上の理由は再度公募しても応募者がでる見込みが極めて低いことであるので、それを記載したほうがよかったのではないかと思われる。

⑥内閣本府耐震改修（07）工事監理業務

○第三者的立場から見ると、随意契約理由の表現は、例えば「最も的確に任務を遂行できる者と認められる」というような、表現をしたほうがよいのではないか。

●建築基準法上では、構造・外形・材料の仕様等は定められているが、システム設計の考え方については特に規程はなく、メーカー毎に異なる。

●全く同じ表現ではないが、同様の考え方に基づく理由である。

●官庁営繕部内の委員8名で構成される、コンサルタント選定委員会で審査している。応募者とのヒアリングと技術提案書の内容から各委員が5段階評価をし、それを集計し算出している。

●同じ外務省の建物で構造が類似しており、設計時期が同時期であったためである。

●当該業務の相手方と同じ者である。現在施工中の改修工事の設計業務は、平成18年度に発注しており、発注形式は通常指名競争入札であった。

●知っていたようである。耐震改修設計業務であると、現在、特に構造技術者が不足しているという状況から、配置技術者の確保が困難であるため、設計事務所が安易に応募を見送る傾向があるようである。

●今後の随意契約の理由の参考とさせていただきたい。

●随意契約については、予算決算及び会計令により、唯一の者であることを求められている。

(再苦情処理について)

- ・今回は無かった旨、国土交通省より報告。